

令和7年度（2025年度） 継続利用される方へ

【お知らせ】

令和7年度より保育所入所基準指数表に変更があります（きょうだいの取扱い等）。詳しくは、令和7年度認定こども園/保育園入園のご案内をご覧ください。

1. 在籍の園の継続利用（2号・3号認定）を希望する方

《提出が必要な書類》

・「保育施設等利用申込書」… 児童1人につき1枚

※記入例はホームページよりご確認ください。

・保護者（父母等）のマイナンバーカードの両面の写し

※マイナンバーカードの写し用の台紙を活用ください。



豊橋市役所 保育課
ホームページ

《提出期限と提出先》

_____月 _____日 ~ _____月 _____日 に園へ提出してください。

転園申込などで在籍の園の継続を希望されなかった方が、非継続を取下げて翌年度も継続されたい場合は、10月末までに在籍の園へお申し出ください。
※11月以降の場合は、原則、継続することができません。

2. 令和7年4月から転園や2号（保育部分）への変更を希望する方

下記の変更を希望する場合は令和7年4月1日入園希望の申込児童として選考対象となります。必要書類を揃えて受付期間内にお申込みください。

・1号（教育部分）→ 2号（保育部分）への変更を希望される方

・保育認定（2号・3号認定）で転園を希望される方

※必要書類は、令和7年度認定こども園/保育園入園のご案内の11～13ページを参考にしてください。

※選考結果によっては、ご希望の変更が叶わない場合もあります。

【令和7年4月利用申込受付期間 9月2日（月）～9月10日（火）】

転園の申込は、現在、在籍されている園を継続されないことが前提の申込となります。転園を希望される場合は、現在の園にその旨を必ず知らせたうえで新年度の利用申込を行ってください。

※転園の希望が叶わなかった場合に在籍園を継続できるわけではございません。

3. 令和7年4月以降、以下に該当する方のみ提出する書類

下記の書類はすべて豊橋市役所ホームページに掲載されています。必要に応じてダウンロードしてご利用ください。入手が難しい場合は在籍の園または市役所保育課までご相談ください。

- ① 「多子世帯届」 <0～2歳児クラスのみ>
満18歳未満2人目以降の児童の入園の場合 (同時在園第2子以降の児童は提出不要)
… 保育料の軽減に必要な書類です。
- ② 「副食費の特定教育・保育施設による徴収に係る給付費支給申請書兼委任状」
<3歳児クラス以上のみ>
満18歳未満2人目以降の児童の入園の場合 (同時在園第3子以降の児童は提出不要)
… 副食費の軽減に必要な書類です。
- ③ きょうだいが障害児通所支援を利用している場合
「施設等在籍状況申立書」→次項4に記載の提出期限までに提出してください。
「施設等在籍証明書」→令和7年4月になってから、施設による証明を提出してください。
※ 障害児通所支援を利用している場合、書類の提出が2回必要となります。
保育料や副食費の減免に必要な書類ですので、必ずご提出ください。

【注意事項】 ※下記項目(1)は公立園及び保育園の場合です

- (1) 保育料の納入指導を園長に協力していただいています。保育料を滞納すると園長から催告があります。また、保育料納入期日が過ぎますと督促状を発行します。滞納が続く場合は、法的処分の対象となりますので、ご注意ください。
- (2) お仕事を辞められた場合など、現在の保育の必要性の事由から変更が生じた際は速やかに市役所保育課へ連絡してください。保育の必要性の事由が認定と異なる状況にあることが後から発覚した場合は、遡って認定を取り消す可能性がございます。その際に保護者様へ費用負担が生じる場合がございますので、あらかじめご承知おきください。
また、保育を必要とする理由がなくなった場合には、教育・保育給付認定を取消し、退園となります。ただし、認定こども園(満3歳以上児)については、教育・保育給付認定を変更し、継続して利用できる場合があります。
- (3) 市外へ転出した場合は、原則、豊橋市内の保育園等の利用はできなくなります。また、里帰り出産などで一時的に在籍園を利用しなくなる場合も同様です。速やかに在籍の園または市役所保育課に連絡してください。

問い合わせ：豊橋市役所 保育課
TEL 0532-51-2374
FAX 0532-56-5133